

令和6年度（令和5年分） 村県民税 申告相談のお知らせ

村県民税の申告相談を下記の日程で行います。
関係書類をご持参のうえ、ご来場ください。

問い合わせ：田舎館村役場 税務課
TEL 58-2111（内線124）

【受付場所】 田舎館村文化会館 3階 展示室

【受付時間】 午前 8時45分～11時30分
午後 1時15分～4時00分

【日程表】

月	日	受付地区名	月	日	受付地区名
2月	7日(水)	高 樋	2月	28日(水)	大 袋
	8日(木)	十 二 川 原		29日(木)	川 部
	9日(金)	枝 川		1日(金)	
	13日(火)	垂 柳	3月	4日(月)	和 泉
	14日(水)	田 舎 館		5日(火)	境 森・土 矢 倉
	15日(木)			6日(水)	前 田 屋 敷
	16日(金)	八 反 田		7日(木)	
	19日(月)	畑 中		8日(金)	堂 野 前
	20日(火)			11日(月)	新 町
	21日(水)	大 曲		12日(火)	東 光 寺
	22日(木)	諏 訪 堂		13日(水)	二 津 屋
	26日(月)	大 根 子		14日(木)	高 田
	27日(火)	豊 蒔		—	—

※1 所得税（国税）の確定申告が必要な方も、上記の日程で申告してください。

※2 青色申告、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は受付できません。黒石税務署（TEL：52-4111 ※要予約）へ申告してください。

◎申告相談の際に持参する書類など

一般的に必要な物

- 税務署より送付された「確定申告のお知らせ」ハガキがある場合は必ず持参してください。
- 口座通帳、金融機関お届け印（印かんは所得税の納付を新たに口座振替する方のみ）
- 本人確認書類（次の1か2のどちらか）
 1. マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
 2. 個人番号通知カード（番号確認）と運転免許証、健康保険証など（身元確認）
- 報酬・賃金・給与・年金などの源泉徴収票
- 用地買収等により譲渡所得のあった方は『公共事業用資産の買取り等の証明書』等。また、土地や建物等を売った方は、売買契約書
- 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払った国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
- 生命保険料、地震保険料の控除（払込）証明書
- 障害者手帳、愛護手帳、役場厚生課介護保険係で発行した障害者控除対象者認定書
- ふるさと納税などの寄附金受領証明書
- 「住宅借入金等特別控除」に必要な各種書類（2年目以降の方）
- 医療費控除を受けようとする方で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に支払った医療費の領収書、健康保険組合等が発行した医療費通知
 1. 別途、医師の証明書添付を必要とする場合もあります。
 2. 待ち時間の短縮のため、医療費は領収書の持参と併せて、このお知らせに添付している「医療費控除の明細書」に記入し、合計金額を計算してきてください。

待ち時間なし
自宅から送信

スマホやパソコンからの確定申告について

所得税(国税)の確定申告は、お使いのスマホやパソコンからe-Tax(国税電子申告・納税システム)にアクセスして自宅から作成・送信することができます。スマホのカメラから給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力したり、マイナンバーカード取得者にはマイナポータル連携による医療費通知の自動取得などが可能です。これにより送信された確定申告の内容は、税務署と役場間でデータ連携されるため、あらためて役場に申告する必要もありません。

詳しい操作手順などは <https://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

◎申告相談の際に持参する書類など

農業等の申告は次の書類等も必要です

事業（農業等）を行う全ての方は、帳簿書類を7年間（一部は5年間）保存する必要があります。

- りんご（果樹）収入明細書、精算通知書、販売仕切書
- 水稻で、農協利用者は『CE精算書』『検査格付結果通知書』。また、個人販売・飯米・贈答については別途メモをしてきてください。
- 固定資産税課税明細書・領収書、軽自動車税納税通知書・領収書
- 農業共済組合（水稻、果樹、ハウス等）の領収書
- 農業、営業等に係る経費の領収書
 - ※ 肥料費、農薬費、土地改良区費、農機具、資材費、仕入費、雇人費等
- 生産組合などへ農作業の一部、または全部を請負させた場合は領収書（個人の場合も含む）
 1. 待ち時間の短縮のため、農業申告の方は各種領収書を科目毎にまとめ、合計金額を計算した上で持参してください。
 2. 収支内訳書に記載できない場合は、必ず領収書等を持参してください。

【 農業収入・必要経費の例 】

	科 目	具 体 例
収 入	販 売 金 額	令和5年中に販売した各種農産物の金額
	家事消費等金額	家事（飯米等）、事業（種籾等）で消費・譲渡（贈答）した農産物の販売相当金額
	雑 収 入	経営所得安定対策関連交付金、受取共済金、出荷奨励金、農産物の価格差補てん金、作業受託料 など
	農産物の棚卸高（期首）	前年分の申告で農産物の棚卸高（期末）に記入した金額
	農産物の棚卸高（期末）	晩生種のりんご（ふじ等）の翌年精算等、委託販売で精算未了の金額がある場合や、仮渡金額がある場合
必 要 経 費	雇 人 費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄賃
	小作料・賃借料	農地・農地以外の土地・建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農協等の施設利用料
	減 価 償 却 費	10万円以上の農機具・車両・建物などの償却費
	貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失
	利 子 割 引 料	借入金の利子、受取手形の割引料
	租 税 公 課	固定資産税、不動産取得税、自動車税、農協組合費などで、農業・営業等に関わるもの。ただし、家事（日常生活）にかかったものは必要経費にはなりません。
	種 苗 費	種もみ・苗などの購入費用
	肥 料 費	肥料の購入費用
	農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価格10万円未満の農具の購入費用
	農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用、共同防除費
	諸 材 料 費	ビニール・なわ・釘・箱・袋などの諸材料の購入費用
	修 繕 費	農機具・農業用自動車・建物・施設などで、農業・営業等の事業活動で発生した修理に要した費用
	動 力 光 熱 費	電気料・水道料・灯油・ガソリン・軽油などの燃料費。ただし、家事（日常生活）のためにかかった費用は経費に認められません。
	作 業 用 衣 類 費	作業衣などの購入費用
	農 業 共 済 掛 金	水稻・果樹に係る共済掛金
	荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の包装費用や運賃、出荷（荷受）機関に支払う手数料
土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用	
雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費	

来場の前に、もう一度確認してください

申告全般に関すること

項目	内容
申告書	前年分の所得税（国税）の確定申告を行った方に対して、税務署から「確定申告のお知らせ」ハガキが送付されることがあります。令和5年分の確定申告をされる場合は、 <u>税務署より送付されたハガキを必ず持参してください。</u>
納付申告	所得税（国税）の納付をされる場合は、便利で安心な口座振替をお勧めします。なお、手続きには申告者本人の銀行口座番号がわかるものと、金融機関お届印が必要です。持参してください。
還付申告	所得税（国税）の還付を受ける場合は、還付を受ける本人の銀行口座番号・支店名をお伺いしますので、口座通帳等を提示してください。

収入（所得）に関すること

項目	内容
給与	令和元年分から、確定申告を行う際の源泉徴収票の添付は不要となりましたが、確認のため持参してください。紛失された場合は、事業所（勤務先）で再発行してください。
年金	令和元年分から、確定申告を行う際の源泉徴収票の添付は不要となりましたが、確認のため持参してください。紛失された場合は、弘前年金事務所等で再発行してください。
事業（営業等・農業）	待ち時間短縮のため、収入や必要経費はあらかじめ計算してきてください。確認のため領収書等も持参してください。年間の事業所得が20万円以下の場合等で、税務署で確定申告が不要とされた場合でも、役場には村県民税の申告が必要です。
一時	生命保険契約の満期や損害保険契約等に基づく <u>満期返戻金の支払い</u> を受けている場合、 <u>受取金が掛金より多いと申告が必要な場合があります。</u>

控除に関すること

項目	内容
医療費控除	確定申告で領収書の提出は不要ですが、代わりに「医療費控除の明細書」または健康保険組合等が発行する医療費通知の添付が必要です。医療費の領収書は自宅で5年間保存しなければなりません。領収書の日付で令和5年中に支払った医療費が対象です。
	<u>大人用おむつ代を医療費として申告する場合、初回申告のみ医師の証明書が必要です。</u> (次年度以降は役場厚生課で発行する証明で代用できます) また、おむつ代の領収書には使用者の名前が記載されていなければなりません。
社会保険料控除	国民年金（基金）保険料について控除を受ける場合、年金支払額が確認できる証明書か領収書を提示してください。
	国民健康保険税・国民年金の支払額について、勤め先での給与の年末調整で控除を受けている場合（源泉徴収票に社会保険料控除として金額が含まれている場合）、確定申告で重ねて申告することはできません。
	公的年金から天引き（特別徴収）された保険料（介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税）について、年金受給者本人の控除額としてのみ認められます。他の方の控除額として算入することはできません。
生命保険料・地震保険料控除	確定申告には払い込みした際の領収書ではなく控除証明書の提示が必要です。（給与所得者で年末調整の際に控除を受けたものについては証明書の提示は不要）
扶養控除	田舎館村に住所がない方を扶養親族とする場合、扶養親族の住所・生年月日・就労状況を申告する必要があります。該当する方がいる場合は、表の附表に現在の住所等を忘れずに記入してください。